新宿区工事請負指名競争入札参加者指名基準

平成 13 年 10 月１日
13 新総財第 555 号

１　目　　的

この基準は、新宿区（以下「区」という。）が発注する工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

２　指名に際しての判断事項

区長は、「財務会計システム」に登載された競争入札参加有資格者（地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第２項の規定により、区長が工事の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）の中から当該工事の施行に相応しい者を、次に掲げる事項を調査の上、３により指名を行う。

⑴　財務会計システム登載後の直近の経営及び信用の状況
⑵　区における指名及び受注の状況
⑶　他の官公庁工事の実績の有無
⑷　完成工事の施行成績
⑸　手持ち工事の有無
⑹　監理技術者等の保有状況
⑺　経営事項審査の有効期限
⑻　発注工事に対する地理的条件（営業所の所在地等）
⑼　発注工事施行についての技術的適正
⑽　発注工事の内容に適した専門性

３　指名方法

⑴　区長は、発注工事の業種ごとに別に定めた発注標準金額、共同格付（東京電子自治体共同運営サービスにより定められた格付け）及び経営事項審査の総合評定値（Ｐ点）の区分に応じて入札参加者を指名する。
⑵　⑴により指名する場合には、次のいずれかに該当する者を、他の者に優先して指名することができる。
　ア　区内に本店又は支店、営業所等が所在し当該営業所等において契約締結の権限を有する者を置いている者
　イ　既発注工事の施行成績が優秀な者
　ウ　発注工事が既発注工事と同一業種でかつ関連する場合における同工事の施行者

４　指名の制限

区長は、次のいずれかに該当する者を入札参加者に指名することができない。

⑴　新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月１日付け 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止期間中である者又は指名停止に付そうとしている者
⑵　区発注の工事請負契約につき、工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者
⑶　区発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により、一括下請、下請代金の支払い遅延、特定資材の購入強制等、下請契約関係が不適切であることが明確である者
⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する工事請負業者又はこれに準ずるものとして、区長に対し、公共工事から排除要請があり当該状態が継続している

者

⑸　⑴から⑷までに掲げる者のほか、営業停止処分中である者や入札参加資格業者登録名簿登載後に建設業許可が取り消された者など、明らかに不誠実な行為がある者

⑹　経営状況が著しく不健全である者

⑺　区の発注工事を施行中である者（その者の経営の規模その他の条件を調査し、当該発注工事について施行能力を有すると区長が認める者を除く。）

⑻　同時期に別の発注工事の指名を予定している者（同時期の発注工事数に比して指名することのできる者の数が少ない場合における当該者を除く。）

⑼　同一の発注工事において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員

⑽　⑴から⑼までに掲げる者のほか、２に掲げる事項を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

5　指名業者数

⑴　指名する業者数は、別表による。

⑵　区長は、⑴の規定にかかわらず、発注工事が高度の技術を要する工事、遠隔地で行われる工事又は工事の性質や目的から定められた数を指名することができない工事については、指名業者数を減じて指名することができる。

6　指名業者選定等委員会への付議

区長は、新宿区契約事務規則（昭和 39 年新宿区規則第 15 号）第 36 条の 2 第 1 項第 1 号アからオまでに掲げる契約の入札参加者の選定については、新宿区契約事務規則第 36 条に規定する指名業者選定等委員会へ付議しなくてはならない。

附　則

1　この基準は、平成 13 年 10 月１日から施行する。

2　新宿区指名業者選定基準(昭和 55 年 2 月 22 日 54 新総財第 1668 号)は、廃止する。

附　則

1　この基準は、平成 17 年　4 月　1 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 25 年 10 月　1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 7 年　1 月　1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 7 年　4 月　1 日から施行する。

【　別表　】

予　　定　　価　　格		指名業者数
	３００万円未満	５社以上
３００万円以上	５００万円未満	６社以上
５００万円以上	１，０００万円未満	７社以上
１，０００万円以上	３，０００万円未満	８社以上
３，０００万円以上	５，０００万円未満	１０社以上
５，０００万円以上	１億円　　未満	１２社以上
１億円　　以上		１５社以上